

トピックス
02

介護保険制度が変わります 4月から

☎ 高齢介護室 (☎838・0518)

介護保険制度は、より効率的な介護サービスの提供、安定した制度の持続を図ることを目的に、3年ごとに見直しが行われます。主な内容は以下のとおりです。

介護保険料の変更

介護保険料は介護サービスなどから算出される基準額76,680円（年額）をもとに、所得に応じて設定されます。各段階を分ける合計所得金額や保険料率を変更し、18段階になります（下の表のとおり）。

令和3年度～5年度の保険料（年額）

段階	対象	保険料(年額)
第1	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人・市民税非課税世帯で前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	23,000円
第2	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円超120万円以下の人 30,670円
第3		120万円超の人 53,670円
第4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円以下の人 69,010円
第5		80万円超の人 基準額 76,680円
第6		120万円未満の人 92,010円
第7		120万円以上200万円未満の人 99,680円
第8		200万円以上210万円未満の人 113,100円
第9		210万円以上300万円未満の人 115,020円
第10		300万円以上320万円未満の人 128,430円
第11		320万円以上400万円未満の人 130,350円
第12	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	400万円以上500万円未満の人 141,850円
第13		500万円以上600万円未満の人 153,360円
第14		600万円以上700万円未満の人 164,860円
第15		700万円以上800万円未満の人 176,360円
第16		800万円以上900万円未満の人 187,860円
第17		900万円以上1,000万円未満の人 199,360円
第18		1,000万円以上の人 210,870円

介護保険サービス利用者負担額の変更

介護報酬(※)改定に伴って、介護保険サービスの料金が変わったため、利用したときに支払う利用者負担額も変わります。利用者負担額は、各サービスの介護報酬や各事業所のサービス提供体制などにより異なります。詳しくは各サービス事業所まで問い合わせてください。

※介護報酬…事業者が介護サービスを提供したときに支払われる費用。

保険料の納付

年金が年額18万円以上の人…介護保険料が差し引かれて年金が支払われます。

年金が年額18万円未満の人…市から送付する納付書か口座振替で納めます。口座振替の登録をすれば、毎月指定口座から月末に自動的に引き落とされます。

トピックス
01

国民健康保険料を段階的に引き上げます

☎ 市民サービス部国民健康保険担当 (☎825・2238)

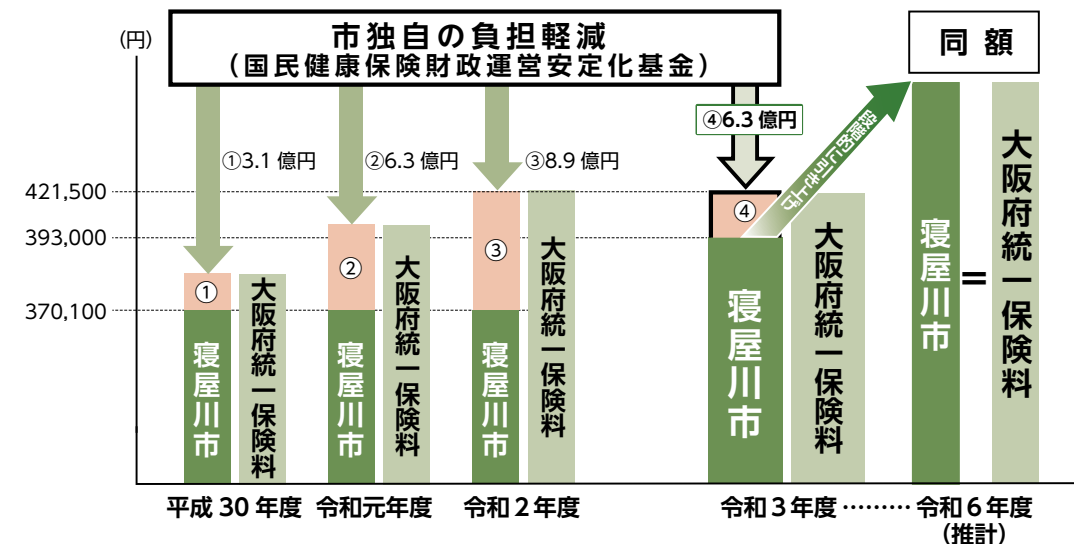
被保険者の保険料負担を軽減するため、これまで積み立ててきた国民健康保険財政運営安定化基金を最大限活用し、令和3年度から5年度まで、基金残高の範囲内で市独自の負担軽減を行い、急激な増加を抑制しながら段階的に保険料を引き上げます。

	令和2年度	令和3年度
府統一年間保険料	421,500円	421,500円
本市年間保険料	370,100円	393,000円

※所得200万円4人世帯のモデルケース

ポイント1 令和2年度は市独自で51,400円を抑制し、据え置いていましたが、急激な保険料引き上げによる被保険者への負担を軽減するため、令和6年度に向けて段階的に保険料を引き上げます。

ポイント2 令和3年度の保険料は398,200円とするところ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、さらに5,200円の負担軽減を図り、393,000円としました。



市では、令和2年度まで市独自で保険料を据え置いてきましたが、令和6年度からは府統一保険料となり、市独自の負担軽減もできなくなります。

令和3年度の納付は6月から

令和3年度の保険料は6月上旬に決定し、通知書を6月中旬以降に送付します。特別徴収（年金天引き）以外の方は6月から支払いが開始します。

<特別徴収（年金天引き）>

令和3年2月と同額を4月・6月・8月に仮徴収額として徴収します。10月・12月・翌年2月は本徴収額として、年間保険料から仮徴収額を差し引いた残額を特別徴収します。本徴収開始のお知らせなどは6月中旬以降に送付します。

※保険料の決定には前年中の収入申告が必要です。確定申告及び市・府民税申告、勤務先で年末調整をしていない人は、収入がなくても必ず申告してください。

トピックス 04 ひとりで悩まず相談を

☎ こどもを守る課(☎838・0466)、監察課(☎812・2246)

4月には進級・進学などがあり、子どもたちにとっては、期待と不安が入り交じった複雑な状況になりやすい時期です。お父さんお母さんも、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増えたことなどで、知らず知らずのうちにストレスをため込んでしまっているかもしれません。

こんなことで悩んでいませんか？

友人関係について

- 友達とうまく遊べていない
- 保育所、幼稚園などや学校に行きたがらない など…

発達について

- 言葉が遅れている
- 学習面で気になることがある など…

性格や行動について

- 落ち着きがない
- うそをつく
- 万引きをする など…

子育て・しつけについて

- 子どもがかわいく思えない
- 子どもにどう接していいかわからない
- 手をあげてしまう など…

抱え込まずに、相談してください

市では、子どもと保護者を全力で守るため、いろいろな相談窓口を用意しています。1人で抱え込まず、どんなことでも気軽に相談してください。

※いずれも月～金曜日の午前9時～午後5時30分(祝日・年末年始を除く)に受け付けています。

子どもについての相談

18歳未満の子ども及び保護者を対象に、臨床心理士が発達などの子どもについてのいろいろな相談を受け付けています。必要に応じて発達検査なども行っています。

こどもを守る課
☎ 838・0181

児童虐待についての相談

児童虐待は子どもへの人権侵害であり、保護者も子どもも傷つくものです。虐待を受けていると思われる子どもに気付いたときや虐待をしてしまいそうときは、迷わず相談してください(秘密は厳守します)。

こどもを守る課
☎ 838・0466

いじめについての相談

新型コロナウイルス感染症を理由にしたいじめは絶対に許してはいけません。「自分の子どもがいじめられている」「友だちがいじめられているところを見た」など、いじめに関する情報は、すぐに監察課に教えてください。

電話 いじめフリーダイヤル
☎ 0120・7830・66

チラシ 毎月市立小・中学校で配布するいじめ通報促進チラシのハガキを送ってください

トピックス 03 市の最上位計画 第六次総合計画スタート

☎ 企画一課(☎825・2016)

総合的かつ計画的に市政運営を推進するため、令和3年度から7年間のまちづくりの方向性を示す新たな総合計画を策定しました。第六次総合計画は、本市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえる「選ばれるまちづくり」を推進していくための、まちづくり及び市政運営の指針となる市の最上位計画です。計画の内容は今後の広報ねやがわでお知らせします。

寝屋川市の将来像

新たな価値を創り、 選ばれるまち 寝屋川 ～イノベーションの創出～

将来にわたり、市民が求める行政サービスを維持、向上させ続けるために、「生活を支える施策」や「くらしの質を高める施策」を確実に実施することを基本として、市民の定住促進と新住民を誘引する「訴求力のある施策」を積極的に推進します。

